

個人情報取り扱いについて

組合員及び被扶養者並びに年金受給者の皆さんの個人情報は、共済組合が業務を行う上でなくてはならないものであり、その取り扱いについては共済組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき安全に保管し、適正に取り扱うことを最大の課題と認識し事業運営を行っています。

●組合員にかかる給付方法と医療費のお知らせ等に関する同意について

共済組合では、皆さんが医療機関の窓口で高額な自己負担額を支払った場合、組合員からの請求に基づかず、医療機関からのレセプトに基づき給付をしています。また、医療費増高対策のひとつとして、医療費や健康に関心を持っていただくことを目的に、世帯単位で医療費のお知らせ等を作成しています。これらの取り扱いについては、本人の同意が求められています。つきましては、次のことについて皆さんからのご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 高額療養費、一部負担金払戻金等を本人の請求に基づかずに支給すること
- ② 「短期給付決定及び送金通知書」（一覧表）を所属所長に送付すること
- ③ 「医療費のお知らせ」等を世帯単位で作成すること

なお、①について同意されない場合は、高額療養費、一部負担金払戻金等は、組合員の皆さんがその都度共済組合へ請求していただくこととなります。

●保健事業における個人情報の取り扱いについて

本組合が保有する組合員・被扶養者の皆さんの個人情報を基に疾病予防に関する各種健診の受診券等を発行し、所属所を通じて配付しています。これらについては、本人の同意を求めておりませんが、次のことについて、ご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 成人病健診の対象者に受診票を発行すること
- ② 成人病健診の結果、精密検査の該当者に精密検査受診票を発行すること
- ③ 歯周病検診の対象者に受診券を発行すること
- ④ 特定健康診査の対象者に受診券を発行すること
- ⑤ 特定健康診査の結果、特定保健指導の該当者に利用券を発行すること

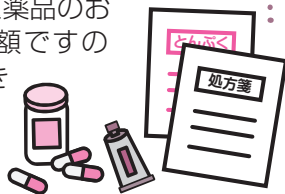
ジェネリック医薬品を活用し、お薬代を節約しましょう!!

◎ジェネリック医薬品ってどういう薬？

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。先発医薬品の特許満了後に、有効成分、分量、用法、効能及び効果が同じような医薬品として新たに申請され、製造・販売される安価な医薬品です。

◎ジェネリック医薬品の利点は？

平均するとジェネリック医薬品のお薬代は、先発医薬品の約半額ですので、医療費が大きく節約できます。



◎ジェネリック医薬品を活用するには？

「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して、ジェネリック医薬品の処方希望を伝えましょう。カードが無い場合でも、ジェネリック医薬品を希望することを申し出いただくことで、利用することができます。



◎自分が使用している薬のジェネリック医薬品はどうしたら分かる？

日本ジェネリック医薬品学会ホームページにアクセスしてください。

『かんじゃさんの薬箱』

<http://www.generic.gr.jp>